

（意見提出について）

今回は、授業があり欠席しなければならないため、特に懸念する1点のみ意見提出させていただきます。

・該当箇所（Ⅴ 災害廃棄物への対応 3 見直しの方向性 ②）

原案の内容は、環境省に閣議決定違反とさせる懸念がある。閣議決定によれば、地方公共団体に対して、新規の計画策定を求める法令改正は原則認められておらず、計画策定を求めなければ法目的を実現できない場合、その理由については、制度所管官庁側に説明義務がある（「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（R4 年 6 月 7 日閣議決定）および「計画策定等における地方分権改革の推進について」（R5 年 3 月 31 日 閣議決定））。そのため、環境省は、理由を説明しなければならないが、本委員会においては、そこまでの議論は示されていない。

例えば、関係者との協議会を設置して、体制整備を進める方法でも法の要請は充足できる。その場合、協議会での合意形成や申し合わせで十分であり、重ねて計画を策定する必要はない。どのような形式や手法で法の要請に応えるかは、各地方自治体の選択と判断であり、それを原則として求めたのが、前記の閣議決定である。

さらに、災害時という場面では、災害に関連する制度スキームに位置づける方が効果的な現場運用が可能となる場合も大いにある。原案のように平時の計画である一般廃棄物処理計画の法定事項にしてしまうと（一般廃棄物処理計画は策定義務のある法定計画である）、そうした選択が実質的に不可能になり（あるいは、複数の計画に連動しない形で記載せざるを得なくなり）、現場の業務負担になるだけでなく、政策効果を大幅に削ぐ結果となる懸念がある。特に、近時頻発する中規模・大規模災害においては、市町村域を超える被害と対応が通常であり、単独市町村の計画に位置づける意味も薄く、この点でも現場で機能しない制度義務を課すに終わる問題もある。

原案には一体策定や共同策定を認める趣旨が加えられているが、災害法制は、環境省の所管ではなく、この点の整合的運用について、どのように担保できるのか。担保できないのであれば、閣議決定に従い、計画を義務付けず、各地域の選択を柔軟に認めるべきである。地方自治体に計画策定を義務付ける法改正により、問題に対応したとする満足感ではなく、本来の意味で、地方現場の悩みに実質的に応え、寄り添える法制度を目指す必要があるのではないか。

（資料提出について）

内閣府の提案募集方式は、地方分権改革について地方自治体から法令改正等の提案を受けて、地方分権改革を推進する制度であり、平成 26 年度から毎年実施されています。今年度、環境省に対して、廃掃法改正の提案が提出されています。

提案募集制度は、各年度で完結する手続であり、環境省に求められた本提案についても、年末の閣議決定に対応方針が記載されなければならないところ、まだ対応方針が未定の状況であるため、委員の皆さまに情報共有し、ご意見をいただくことが望ましいと考えて、資料提出させていただきました。

なお、提出資料は、内閣府 HP で公表されている審議資料の一部であり、その他資料（府省提出資料や府省ヒアリング議事録など）も HP 上で参照可能です。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理 番号	211	重点募集 テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第 23 条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者(以下「行為者」という。)に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要があり、都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関して関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。

例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となるとのことで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。

対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的また適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書等の交付請求方法の変更について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

○新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。

○ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができていない状況である。

○当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。

○一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されているが、市町村について明記できない理由はないと思われる。

回答内に「個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、行為者を特定するために、市町村の戸籍や住民票等を扱う部署において、本件に関する統一の解釈がなされず、情報を開示してもらえないことが想定される。

また、「現状においても市町村が道路運送車両法第22条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能」とあるが、実際に法律等に明記されていないことを理由に証明書を取得できなかった事例がある。

行為者が特定されない場合は、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理することとなり、不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならないこととなる。

上記のような現場の実態を踏まえ、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するためにも、一般廃棄物を取り扱う市町村について、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

①「個人情報保護法第 69 条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能」とあるが、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの「相当の理由があるとき」に関する解説は、抽象的なものであり、かつ、慎重な検討を行政機関に求めるものとなっており、市町村の戸籍や住民票などの個人情報提供を担う部署において本件に関する統一の解釈がなされず情報提供されないことが想定される。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の5の規定では都道府県のみ関係行政機関への照会等が可能であることが明記されていることにより反対解釈されてしまい、情報を開示してもらえないことが想定される。

②登録事項等証明書について、「請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている」とあるが、実際、運輸支局において法律に明記されていないことを理由に証明書の発行がなされていない事例があったため、このような提案が出されている。法律に明記されることにより、登録事項等証明の請求とは異なるスキーム（公用請求）で照会することができ、手数料も発生しない。

上記のような現場の実態等を踏まえ、一般廃棄物を取り扱う市町村についても、都道府県と同様に、関係行政機関への照会等が可能であることについて法律に明記するべきではないか。

行為者が特定されない場合、廃棄物の種類によっては処理費用を市や土地の所有者が負担した上で処理せざるを得ない状況となる。不法投棄の被害を受けた側が費用を負担して処理しなければならない状況を改善するためにも、市町村の調査権について法律に明記していただきたい。

各府省からの第2次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としており、都道府県知事が法定受託事務としてその事務を行うものである一方、一般廃棄物の処理は市町村の処理責任を原則としており、市町村長が自治事務として行うものである。このような性質の違いを踏まえると、都道府県知事に係る規定が存在することのみをもって、市町村長にも同様の規定を設けるべきということは、必ずしも適切ではない。

また、第1次回答のとおり、個人情報保護法第 69 条第2項第3号に基づき保有個人情報の提供を受けることは、現行法令下においても可能である。

なお、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、廃掃法等の条文の有無にかかわらず、道路運送車両法第 22 条第1項に基づいて市町村が登録事項等証明書を取得することが可能である。

加えて、戸籍謄本等については、戸籍法第 10 条の2第2項（戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法第 20 条第2項）に基づき、住民票の写しについては、住民基本台帳法第 12 条の2第1項（除票の写しについては、同法第 15 条の4第2項）に基づき、地方公共団体の機関は、その交付を請求することができることから、現行法令下においても、これらの規定に基づき、取得することは可能である。

なお、市町村が道路運送車両法第 22 条第1項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であることについては、環境省が実施した提案団体に対するヒアリング調査において、十分に周知されていないとの意見があったことを踏まえ、環境省及び国土交通省において早急に周知を行いたい。